

河内長野市 DX 推進方針 ver2.0

2026(令和8)年4月



※この画像は生成 AI で作成しました

改版履歴

年月	内容
2023(令和5)年2月1日	策定
2026(令和8)年4月1日	全体改訂(ver2.0)

目次

1. 方針の策定にあたって	1
2. 国の動向	2
3. 河内長野市 DX 推進方針.....	6
4. 基本方針ごとの重点取組事項.....	8
基本方針1 市民サービスの向上	8
(1)行政手続のオンライン化(行かない市役所)	8
(2)窓口 DX の推進(書かない市役所・待たない市役所).....	10
(3)地域 DX の推進	11
基本方針2 業務の効率化.....	12
(1)生成 AI 等を始めとした先端技術の活用	12
(2)行政事務の効率化・外部リソース活用の推進.....	13
(3)事務環境の最適化.....	15
基本方針3 デジタル活用の基盤整備	16
(1)マイナンバーカードの普及・利活用の促進	16
(2)オープンデータ、データ利活用の推進	17
(3)デジタル人材の育成	18
(4)デジタルデバイド対策	19
基本方針4 情報セキュリティ対策	20
(1)総合的なセキュリティ向上の取組	20
(2)情報セキュリティポリシーの浸透・徹底.....	21
(3)情報セキュリティ監査の実施.....	22
推進体制	23
用語.....	24
(参考)これまでの本市の取組	26
(参考)現 DX 推進方針の評価	28

1. 方針の策定にあたって

■策定の背景(自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第 5.1 版】(総務省)参照)

近年デジタル技術の進展は目覚ましく、従来のビジネスモデルに破壊的イノベーションをもたらすだけでなく、人と人、あるいは人と社会の結びつきや「公共」のあり方といった社会構造にも影響を及ぼし始めています。

国は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020(令和 2)年 12 月 25 日閣議決定)において、目指すべきデジタル社会のビジョンを「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」と示しています。

また、地方自治体の取組については、2020(令和 2)年 12 月に策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」で重点的に取り組むべき事項が具体的に示され、2026(令和8)年1月30日に第 5.1 版が更新されたところです。

自治体においては、今後急速な人口減少が見込まれる中で持続可能な行政サービスを提供し続けるため、まず自らが担う行政サービスにデジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させることが求められます。あわせて、デジタル技術や AI 等の活用による業務効率化を図り、その結果生まれる人的余力を行政サービスのさらなる向上へとつなげていく必要があります。

さらに、データが価値創造の源泉であるという認識を共有し、データ形式の統一などを進めつつ、多様な主体間でのデータの円滑な流通を促進することにより、EBPM(根拠に基づく政策立案)等を通じて行政の効率化・高度化を図ることが可能となります。

このように、新たなデジタル技術が日々進展している状況を自治体として注視し、各団体が抱える地域課題に応じたデジタル実装の取組への的確に活かしていくための検討が必要です。

■策定の目的

少子高齢化、人口減少等を要因とする財政難など、多くの自治体が抱える課題に本市も直面している中、行政においても担い手不足の問題は例外ではなく、限られた職員数で行政サービスを安定的・継続的に提供できる体制を整える必要があります。令和5年度に「河内長野市 DX 推進方針(以下、「前方針」という。)」を策定しました。

前方針は、「河内長野市第5次総合計画」の取組時期をあわせ令和7年度までをその計画期間とし、方針に基づき DX に取り組んだことで一定の成果があった一方、地域社会においてデジタル活用が十分に浸透していないなど課題もあります。加えて、市民サービスのさらなる向上や行政運営の効率化に向け、庁内外からデジタル化の一層の推進が求められています。

このため、前方針の取組を継続・拡充することでデジタル化の成果を地域社会に浸透させるとともに、DX に取り組む人材を強化するなど中長期的な DX の推進や関連施策の充実を図るため「河内長野市 DX 推進方針ver2.0」を策定し、本市が第6次総合計画で目指す、ビジョン No.5「暮らしの中に、「できる。」がふえる。」の実現を後押ししようとするものです。

2. 国の動向

■自治体 DX 推進計画を始めとした各種計画の策定

国のデジタル情勢の取組は、2000(平成12)年11月に発表された IT 戦略である「電子政府の実現」が打ち出されて以降進められてきました。

特に近年は、新型コロナウイルス感染症への対応をきっかけとして、遠隔・非対面・非接触などの新たな生活様式や働き方が求められ、これを可能にするデジタル技術の重要性が増したことを背景に、DX を推進する流れが加速しており、上述した「自治体 DX 推進計画」を筆頭に、様々な法整備や計画策定が進められました。

■地方自治法の改正

また、2024(令和6)年の通常国会において「地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)」が成立し、以下の2点が、地方自治法に規定されました。

・地方公共団体は、事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努めることとする。

・地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講じることとする。総務大臣は、当該方針の策定等について指針を示すこととする。

■生成 AI の発展

あわせて、2025(令和7)年6月4日に人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(AI法)が公布・一部施行され、同年9月1日には AI 戦略本部の設置に係る規定等も含め、全面施行されました。

AI法第5条(地方公共団体の責務)では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、自治体はAIの活用等を進めていく責務があるとされています。

【別表1】DXに関連する近年の主な法律や計画等

策定時期・名称	内 容
2016(平成28)年12月 「官民データ活用推進基本法」	<p>官民が保有するデータを流通・活用することで、自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化などを目指すもの。</p> <p>「個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ること」を主旨とし、行政手続に係るオンライン利用の原則化などが明記されている。</p>
2018(平成30)年1月 「デジタル・ガバメント実行計画」	<p>「行政手続のデジタル化」を目的として、官民データ活用推進基本法に関する取組を具体化するために策定された。</p> <p>国の行政手続の件数の9割についてオンライン化を実現予定とし、2019(令和元)年12月の改訂版では、「地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進」として「行政手続のオンライン化の推進」「業務プロセス、情報システムの標準化の推進」等が明記されている。</p>
2019(令和元)年5月 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」 (デジタル手続法)	<p>行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、情報通信の技術を利用する方法を定めた法律。行政手続を原則として全て電子化する目的を掲げていることから、デジタルファースト法とも呼ばれる。</p>
2020(令和2)年7月 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」	<p>全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策を取りまとめた計画。</p>

<p>2021(令和3)9月 「デジタル社会形成基本法」</p>	<p>デジタル社会の形成に関して、基本理念や施策策定の基本方針、国・自治体・事業者の責務、デジタル庁の設置、重点計画の作成について定めた法律。2021(令和3)年9月1日施行で、同時に施行されるデジタル庁設置法に基づいてデジタル庁が発足した。</p>
<p>2022(令和3)年6月 「デジタル田園都市国家構想」</p>	<p>デジタル技術を活用して地方を活性化することで、暮らす場所、年齢、性別にかかわらず、あらゆる国民がライフスタイルやニーズに合った豊かな暮らしを営むことができる社会の実現を目指す構想。</p>
<p>2024(令和6)年6月 「デジタルライフライン全国総合整備計画」</p>	<p>地域の生活を支えるために、人と物の動きを複数の分野・移動手段で連携させ、最適に満たす仕組みである「デジタルライフライン」の実装に向けて、無人航空機(ドローン)や自動運転といった技術により地域の生活必需サービスを場所・時に合わせて届ける仕組みを整える計画。</p>
<p>2025(令和7)年6月 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」</p>	<p>デジタル社会形成基本法に基づく基本方針として策定されるもの(2021(令和3)年12月24日策定分のアップデート)。デジタル庁だけでなく各省庁の取組・工程・スケジュールなどを明記。</p>
<p>2026(令和8)年1月30日 「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」【第5.1版】</p>	<p>「デジタル・ガバメント実行計画」に基づいて策定された計画。デジタル社会のビジョンを「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」とした。2020(令和2)年12月に定められた計画の最新版。 自治体が重点的に取り組むべき内容等を明記。</p>

【別表2】「自治体 DX 推進計画」で示されている自治体の重点取組事項

①自治体フロントヤード改革※の推進	住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保。
②地方公共団体情報システムの標準化	標準化法に基づき、標準化対象事務として基幹系 20 業務における地方公共団体情報システムの標準化を推進。
③「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進	トータルコストが最小化された行政が目指す行政の姿であるとの基本的価値を国と地方が共有しつつ、共通化すべき業務・システムの共通化を進めるとともに、都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む。
④公金収納における eL-QR※の活用	普通会計に属する公金並びに水道料金及び下水道使用料について、「地方税統一 QR コード(eL-QR)」を使用する方法等、eLTAX※を活用した納付を行うために必要な取組を行う。
⑤マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	マイナンバーカードの取得の円滑化に向け、国民のニーズに対応した、カード取得に向けた環境整備を推進。
⑥セキュリティ対策の徹底	セキュリティ基盤の強化のための更なる取組を進めるとともに、脆弱性対処能力の向上を図るなど、更なる安全性の確保に向けた取組を実施。
⑦自治体の AI の利用推進	国から示された「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」等を参考に、AI の導入・活用を推進。
⑧テレワークの推進	マネジメントや人材育成、公務の特性を踏まえた勤務管理等の在り方等に留意しつつ、引き続き、デジタル化時代の業務運営に対応する自治体のテレワークを推進。

【別表3】「自治体 DX 推進計画」で示されている自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

①デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	地域の創意工夫を活かした各自治体の自主的・主体的なデジタル実装の取組を促進。
②デジタルデバイド※対策	地域の幅広い関係者と連携し、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施。

③デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し	アナログ規制を横断的に見直し、規制・制度のデジタル原則への適合の実現を目指す。
---------------------------	---

3. 河内長野市 DX 推進方針

■策定主旨

本市では、2020(令和2)年12月に策定された「自治体 DX 推進計画」において、自治体が重点的に取り組むべき事項が具体的に示されたことから、令和5年度から「河内長野市情報化推進方針」を刷新し「河内長野市 DX 推進方針」として、本市が DX を推進するための指針としました。

今回、国の「自治体 DX 推進計画」の更新および、「河内長野市第6次総合計画」の策定にあわせ、第6次総合計画のビジョン No.5「暮らしの中に、「できる。」がふえる。」の実現に向け、本市における DX の方向性を再整理するとともに、本方針の改定を行うものです。

指針策定にあたっては、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「自治体 DX 推進計画」「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等との整合を図るとともに、全庁共通認識のもと取り組むこととします。

■方針の位置付け

河内長野市第6次総合計画を情報化の側面から推進するものとします。

同計画においては、ビジョン No.5「暮らしの中に、「できる。」がふえる。」の一環として取り組みます。

■取組期間

河内長野市第6次総合計画の前期計画取組年次に合わせ、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度とします。

■基本目標

社会情勢の変化や本市における課題に対応するため、また、国が示す「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」※を目指し、「市民サービスの向上」「業務の効率化」「デジタル活用の基盤整備」「情報セキュリティ対策」の4つの基本方針を掲げ、DX を推進していきます。

※「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で示されたデジタル社会のビジョン

■4つの基本方針

基本方針1 市民サービスの向上

「行かない・書かない・待たない市役所」をコンセプトとした、窓口 DX と行政手続のオンライン化を継続して推し進めるとともに、地域 DX(市民サービスのデジタル化による利便性向上を目指した各種取組)の全庁的な推進に取り組みます。

基本方針2 業務の効率化

情報システムの標準化・共通化による人的・財政的安定性の向上に取り組むとともに、AI 等のデジタル技術を活用して定型業務の効率化を図り、相談・面談や企画・立案などの、職員が注力すべき業務に時間を掛けられるよう、人的資源を確保します。

基本方針3 デジタル活用の基盤整備

年齢、障がいの有無、性別、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、すべての市民がデジタルの便益を享受し、快適に自分らしく生活ができるように、デジタル技術の利用の機会における格差の是正を図るための施策に取り組みます。

また、公共データのオープンデータ化を推進し、多様な主体による地域課題の解決、経済活性化を図るとともに、行政においても、データを根拠とした施策の企画・立案による行政の高度化・効率化を図ります。

基本方針4 情報セキュリティ対策

デジタル利用の不安を軽減し、安心して行政サービスを利用できるよう、情報セキュリティ対策や個人情報保護を適切かつ確実に実施するとともに、外部ネットワークからの脅威に対応するため、サイバーセキュリティ対策等を実施します。

4. 基本方針ごとの重点取組事項

基本方針1 市民サービスの向上

(1) 行政手続のオンライン化(行かない市役所)

《現状やこれまでの取組》

- ・市民窓口業務や、公共施設のインターネット利用予約を実施しています。
- ・図書館ホームページで、蔵書検索から本の貸出予約が可能となっています。
- ・市ホームページで、本人確認が不要な簡易電子申請や申請書ダウンロードサービスを行っています。
- ・マイナンバーカードにより、住民票や印鑑証明、市税証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」を実施しています。
- ・税や保険料、保育料の「コンビニ収納」を実施しています。
- ・地方税申告手続(eLTAX)を実施しています。

《今後の取組方針》

市民が場所や時間の制約を受けることなく、いつでも、どこからでも行政手続が行えるよう、ユーザー視点による見直しを行い、行政手続のオンライン化を推進します。

また、令和7年度の河内長野市フロントヤード改革により実施したBPR※調査により、行政手続のデジタル完結などを推進します。

①電子申請の充実

国が運営するマイナポータル※の電子申請機能「ぴったりサービス」や汎用型の電子申請システム、SNS※を活用し、行政手続のオンライン化を進めます。

また、汎用型電子申請システムのデジタル通知を活用し、郵便受け取りの必要をなくし、申請から通知までの手続の「オンライン完結」の達成を進めます。

②電子納付・電子納税などの推進

税務業務をはじめとした公金収納については、自治体DX推進計画の重点取組事項において、公金収納におけるeL-QRの活用が示されており、全国統一で電子化を進める流れにあります。

本市においてもこれらに対応し、さらに、その他の利用料徴収などについても、クレジットカード収納等を導入するなど、利便性の向上に努めます。

③生成AIによる問い合わせ対応

市民からの問い合わせ等について、AIチャットボット※による電話対応や市インターネットサイト上での回答などの活用により、来庁せずとも疑問が解決するような仕組みの整備を進めます。

④コンビニ交付サービスの拡充

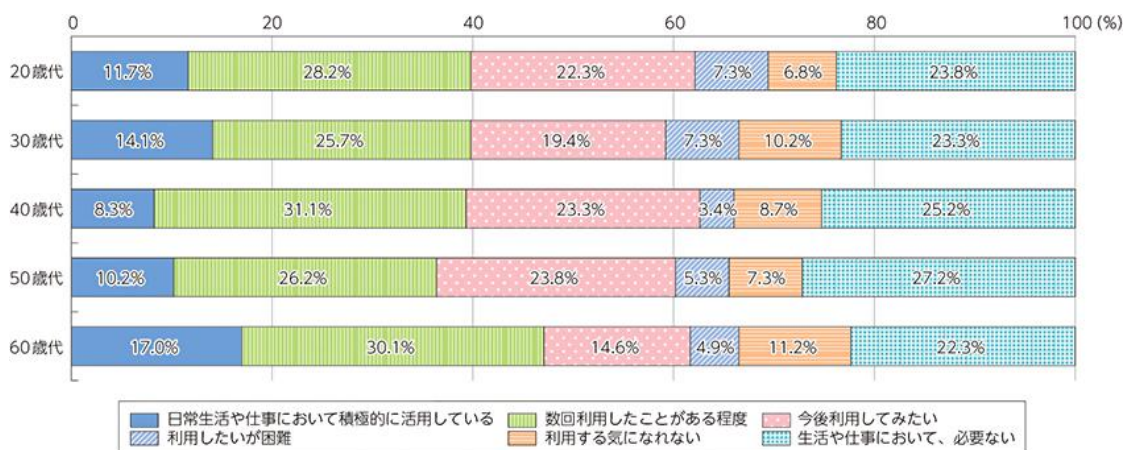
対象となる証明書の追加等を検討します。

《めざす姿》

・対面や書類の原本が必要な申請等以外の行政手続は、来庁せずスマートフォンや自宅のパソコンからいつでも申請することが可能となります。

【電子行政サービス利用状況】

(出典)総務省(2025)「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」



(2)窓口 DX の推進(書かない市役所・待たない市役所)

《現状やこれまでの取組》

- ・窓口業務アウトソーシングの導入にあわせて、来庁者の利便性向上や現金取り扱いを減らすことなどを目的に、券売機を導入しました。
- ・フロントヤード改革により、マイナンバーカードを用いた本人情報の記入支援を行っています。
- ・窓口予約システムを導入し、対応時間を事前に設定することで待ち時間の短縮を図っています。
- ・AIアバターによる庁舎案内や、申請手続支援を導入しています。

《今後の取組方針》

対面や書類の原本が必要な申請等については、今後も来庁が必要になります。その場合であっても、可能な限り来庁者の手間を省くとともに行政内部の事務を効率化するため、窓口手続のDXを推進します。

また、前項(1)と同様に、令和7年度の河内長野市フロントヤード改革により実施したBPR調査結果を活用して、様々なツールを組み合わせ、自動処理や多様なデータを収集し分析することで、来庁者と職員の双方が効率的に動くことができる全体最適化に取り組めます。

①窓口予約システムによる手続の効率化

窓口手続の予約時に、手続に応じた情報を事前入力することにより、市役所窓口での申請書記入を不要とするなど、手続時間の短縮を図ります。

②マイナンバーカードを活用した省力化

フロントヤード改革により導入した、マイナンバーカードに記録される基本情報を利用した申請書の自動作成について、対象手続の拡充を進めます。

③支払方法の効率化

市役所窓口における手数料等の支払いについて、キャッシュレス決済※対応を推進します。

《めざす姿》

- ・行政手続時に必要な申請については、タブレットの活用などによって、ペーパーレス化が図られ、必要事項を記入する手間が省かれています。
- ・事前のオンライン予約やキャッシュレス決済等により、手続に要する時間が短くなっています。
- ・本人認証システムの活用により手続が簡単になっています。

(3)地域 DX の推進

《現状やこれまでの取組》

- ・自動運転による移動支援の実証事業や、スターリンク※を用いた災害発生時の通信手段の確保などを推進しています。
- ・電子回覧板の導入支援により、自治会活動の継続支援を推進しています。

《今後の取組方針》

防災・医療・こども・教育等の準公共分野※におけるDXを推進し市民の生活の質向上を図ります。

先端技術の動向を常に注視しながら、デジタル技術を活用して地域を活性化することにより、住民の利便性向上や新たなサービスの展開による住民サービスの向上を目指します。

①準公共分野におけるデジタル化

国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、準公共分野として、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農林水産業・食関連産業」、「港湾(港湾物流分野)」、「インフラ」の8分野を指定しています。

これらの分野のうち、特に本市で主体的におこなう事業のデジタル化を推進します。

②地域におけるデジタル・新技術の活用

デジタル技術を活用し、地域の社会課題解決や付加価値創出型の新たな地域の未来に向けた取組を推進します。

《めざす姿》

- ・市民の生活にデジタルが溶け込み、市民の生活の質が向上し、住みよいまちになっています。
- ・デジタル技術の活用によってあらゆる市民がライフスタイルやニーズに合った豊かな暮らしを営むことができる社会が実現されています。

基本方針2 業務の効率化

(1)生成 AI 等を始めとした先端技術の活用

《現状やこれまでの取組》

- ・河内長野市生成AIガイドラインを策定し、各業務において生成AIの活用を推進しています。
- ・AIアバターによる庁舎案内や、申請手続支援を導入しています。(再掲)

《今後の取組方針》

生成AIを始めとしたAI等のデジタル技術は、日々急速に進歩しており、導入により、従来の事務やサービスを大きく変化させる可能性があります。

先端技術の動向を常に注視しながら、業務プロセスの見直しと併せて、業務の効率化を進めます。

①個別業務のデジタル技術活用による効率化

各業務について、費用対効果を見極めながら、生成AIの業務活用の拡充や、システムの新規構築・再構築など、デジタル技術を活用した業務の効率化に努めます。

併せて、デジタル技術の活用自体が目的化することのないよう、業務全体の最適化および円滑な運用の確保に留意しつつ、業務内容や運用実態を十分に踏まえた上で段階的な導入を行います。

②定型業務の見直し(BPR)

既存の定型事務の洗い出しと事務フローの見直しを適宜行い、生成AI等のデジタル技術の発展にあわせた効率的な事務を進めます。

《めざす姿》

- ・事務の多くはデジタル技術により効率化され、事務処理ミスがなくなり、事務の正確性が向上しています。
- ・職員は業務効率化とともに、相談等の業務にきめ細かく対応できるようになっています。

(2)行政事務の効率化・外部リソース活用の推進

《現状やこれまでの取組》

- ・マイナンバー制度導入に伴い、平成29年度から情報提供ネットワークシステムが稼動しました。
- ・令和4年度から、課長級以上の職員にタブレット端末を配布しました。これに併せて、議会への端末持ち込み、一部会議室での無線ネットワーク利用などを開始しました。
- ・令和4年度から、業務用チャットシステムの運用を開始しました。

《今後の取組方針》

各課の個別業務の効率化に留まらず、BPR等の手法を通じて行政事務を全体最適化の視点で見直し、効率性を高めるとともに、費用対効果の視点から有効なサービス活用を進めます。

なお、自治体DX推進計画において、行政においてもクラウドサービスの積極的な利用が推奨されていることから、DXにおける外部リソース活用についても、費用対効果と情報セキュリティリスクを注視しながら推進します。

①業務の標準化・共通化(全体最適の視点による見直し)

スケジュール管理や、共用物品管理など共通業務や業務の標準化に繋がる業務システムについて検討を進め、費用対効果を見定めた上で導入を図ります。

また、国の自治体情報システムの標準化後の制度設計や共通化の動向を見ながら、近隣自治体との広域的なシステム運用、共同調達について検討します。

②契約業務の電子化

共同23市で協議しながら、現行の電子入札システムの最適な維持に努めます。また、電子入札システムの運用対象外となる調達に関しても、手続の電子化に向けて研究を進めます。

さらに、「紙媒体の契約書を2部作成し、双方で保管する。」という契約手続をデジタル化する電子契約について、利用の拡充を図ります。

③マイナンバーの活用

マイナンバーの取扱いは、国の定める事務と、それに類する事務で市町村が別に条例で定めた事務(以下「市町村独自利用事務※」という。)に限定されています。マイナンバーの取扱いについては、厳格な管理が求められることから、セキュリティ及び費用対効果について十分な検討が必要ですが、「市町村独自利用事務」を拡充することで、事務の効率化を推進します。

④DXにおける外部リソース活用の推進

費用対効果など行政運営の効率化の観点を踏まえ、クラウドサービスなど外部のリソース利用を推進します。

具体的には、新規システム導入およびシステム更新の際はクラウドサービスの活用を、ハード面においては、IDC※などセキュリティの高い外部施設の活用を推進します。

また、総務省と地方公共団体情報システム機構が共同で進めている「共同アウトソーシング事業」の動向について注視し、研究を進めます。

《めざす姿》

- ・デジタルの活用により職員の事務手続きにかかる時間が削減され、職員の業務効率化が図られています。
- ・標準化、共通化されたシステムを効率的に活用することにより、全ての職員が簡単にシステムを操作でき、高い水準の事務を確実に対応できるようになっています。

(3)事務環境の最適化

《現状やこれまでの取組》

- ・令和2年度から、職員のライフ・ワーク・バランスの向上をはかるため、リモートワークシステムを導入しました。
- ・リモートワークやペーパーレス化を進めるため、令和3年度から電子決裁システムを導入しました。
- ・令和7年度から全庁的な職員の無線ネットワーク環境を整備し、庁内の様々な場所で業務が可能な体制を整備しました。

《今後の取組方針》

①ペーパーレス化・電子データ化の推進

電子決裁システムの導入とともに、決裁に必要な書類の省略、削減及び既存文書のデジタル化による文書保管スペースの削減を進めます。

また、電子決裁をはじめ、さらに業務の効率化・情報の共有化を進めるためには、情報の電子化が前提となります。電子納品や連絡文書などについては原則紙媒体の廃止を推進し、情報の電子データ化を推進します。

②ナレッジ(知識)マネジメントの推進

業務の効率化を図るため、各部局を横断した業務遂行上の情報・知識の蓄積や利活用を推進します。業務用チャットシステムのさらなる活用や、スケジュールの共有化などが可能となるようグループウェア※の導入を検討します。

③場所や手段を限定しない働き方

災害発生等の非常時における業務継続(BCP)、ICT活用による業務効率化、ワーク・ライフ・バランスの観点からテレワーク環境等の有効活用を推進します。

④業務端末の最適化

多様なデジタルツールの導入を見据え、最適なデジタル機器の導入やネットワーク環境の整備を進めます。

《めざす姿》

- ・決裁の所要時間短縮、文書の検索性向上により、職員の業務効率化が図られています。
- ・起案文書に添付する申請書等が削減され、ペーパーレス化が図られるとともに、文書保存に伴う庁舎スペースが削減され、庁舎スペースを有効活用できるようになっています。
- ・無線ネットワーク、オンライン会議の活用により、効率的な業務が実施され職員の事務負担がなくなっています。

基本方針3 デジタル活用の基盤整備

(1)マイナンバーカードの普及・利活用の促進

《現状やこれまでの取組み》

- ・2015(平成27)年10月1日に全国民にマイナンバーが付番され、平成29年7月から国や自治体間での情報連携が開始されました。
- ・「マイナポータル」「子育てワンストップサービス※」「マイキープラットフォーム※」といったマイナンバーカードを用いたICT基盤整備が国の主導により進められました。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用や公金受取口座登録、運転免許証利用が可能となりました。

《今後の取組方針》

行政手続のオンライン化や窓口手続のデジタル化などに対して、マイナンバーカードを積極的に活用します。

①継続的な周知・啓発

マイナンバーカードの普及促進のため、利便性・安全性について周知・啓発を継続して行います。

②取得支援

申請サポートの実施など、申請機会の拡大を図ります。

③オンライン化の取組

本人確認が必要な申請等について、マイナンバーカードを利用したオンライン化に取り組みます。

④「市町村独自利用事務」の活用<再掲>

マイナンバーの取扱いについては、厳格な管理が求められることから、セキュリティ及び費用対効果について十分な検討が必要ですが、「市町村独自利用事務」を拡充することで、事務の効率化を推進します。

《めざす姿》

- ・マイナンバーカードを保有していれば、本人確認が必要な行政手続もオンラインでできるようになります。
- ・申請等に必要な添付書類が不要となるなど、様々な行政手続がスムーズに行える環境が整っています

(2)オープンデータ、データ利活用の推進

《現状やこれまでの取組》

- ・2016(平成28)年12月に「官民データ活用推進基本法」が成立するなど、行政が所有する各種データを、個人情報などを保護しつつ、適正に活用することを推進する方向にあります。
- ・行政の所有する情報を二次利用が可能な形で公開し、それらを社会が効果的に利用し、新たな価値を創造する、いわゆる「オープンデータ」「ビッグデータ」という取組みも、その一環です。本市においては河内長野市オープンデータ利用規約を定めた上で、市のインターネットサイトで各種データを公開しています。

《今後の取組方針》

市が保有する公共データを、市民等がインターネットを通じて容易に利用(加工・編集・再配布等)できる形で公開するとともに、生成AIなど機械処理による活用も見据え、より機械可読性の高いデータの自動生成や更新を可能とするよう、オープンデータの取組を推進します。

①オープンデータ化の推進

政府が公開を推奨する「推奨データセット」を踏まえ、市が保有する公共データのオープンデータ化に取り組みます。

②部局横断的なデータ活用の推進

市が保有する公共データについては標準的な形式及びルールに基づいた公開に努め、部局横断的な活用を推進します。他自治体における活用事例を参考にするなど、ニーズが見込まれるデータのオープンデータ化に取り組みます。

③EBPMの推進

施策の企画・立案にあたっては、データを根拠としたEBPM※(証拠に基づく政策立案)の推進に取り組みます。

《めざす姿》

- ・市民、企業、団体、大学など、多様な主体が市の公共データを有効活用し、地域課題の解決、地域経済の活性化に向けた取組が行われるようになっています。
- ・部局横断的なデータ利活用とともに、統計データ等の合理的根拠(エビデンス)に基づく企画・立案が徹底され、市民満足度の高い行政サービスが提供されています。

(3) デジタル人材の育成

《現状やこれまでの取組》

- ・情報職の採用により、ICT※の活用や情報セキュリティの適切な運用を実施しています。
- ・DX推進にかかる研修を実施し、全職員にDXの意識醸成を図っています。

《今後の取組方針》

DX 推進においては、ICT の知見を持った上で、現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材が必要となります。本市においても、河内長野市人材育成方針に基づき国の「人材育成・確保基本方針策定指針」における「デジタル人材の育成・確保に関する留意点」を参考に、DX に関する取組の中核を担う人材の早期育成に取り組むとともに、各部署でデジタルの知識を活かした業務を推進できるように、全職員のデジタルに関する知識の底上げを図るなどの体制強化を検討します。

① デジタル人材の育成

DX を加速化させるためには、全職員がDX マインドを醸成させ、全庁一丸となって取り組んでいく必要があります。また、既存のデジタルツールの積極的な活用や、生成 AI を始めとする最新のデジタル技術を活用した創意工夫を進めるには、職員全体のデジタルスキルの底上げが不可欠です。そのため、これらの取組を推進する上で中核となるデジタル人材の育成を進めます。

② デジタル人材の確保

住民ニーズにあった行政サービスを提供するとともに業務効率化など本市における課題を解決するため、専門性を有する優秀な人材の確保に取り組みます。また、DX 分野における高度な課題に対応するため、専門的な知識・経験を有する人材の多様な任用形態による確保を検討します。

《めざす姿》

- ・すべての職員がDXマインドを持ち、常に業務の効率化や利便性の向上への視点もち業務を行っています。

(4) デジタルデバインド対策

《現状やこれまでの取組》

- ・現時点における情報格差(デジタルデバインド)は、年齢・障がいなどによる身体的な制約や、地理的な制約、経済的な制約などが主な要因として生じています。
- ・すべての市民が等しくデジタルサービスの利便を享受できるよう、自治会等や高齢者向けのスマートフォン教室等を実施しております。

《今後の取組方針》

年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等に関わらず、すべての市民がデジタルの便益を享受できるよう、デジタルに不慣れな市民へのサポートを進め、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化に努めます。

① デジタル技術の利用支援

市民が身近な場所で、行政手続のオンライン申請やマイナンバーカードの活用についての理解深化や、気軽に相談できるよう、スマートフォン教室の実施等に継続して取り組めます。

② 窓口での利用支援

市役所の窓口等において、デジタルに不慣れな市民への手続支援を行います。

③ 本市ホームページ等情報発信の適切な運用

誰もが本市ホームページを利用しやすくなるよう、情報発信においてはウェブアクセシビリティ対応を適切に運用します。

併せて、住民が自身に合った手段で必要な情報を確実に取得できるよう、公式LINE等も活用した情報発信の分かりやすさの向上を図ります。

《めざす姿》

- ・行政手続のオンライン申請等について、地域の身近な場所で学習や相談ができるようになっていきます。
- ・デジタルに不慣れでも、きめ細かなサポートを受けて市役所のデジタルサービスを楽しむことができます。

基本方針4 情報セキュリティ対策

(1)総合的なセキュリティ向上の取組

《現状やこれまでの取組》

- ・2004(平成16)年2月に情報セキュリティポリシーを定め、以降継続的に見直しを行いつつ、これに則った運用を実施しています。
- ・令和7年度に生成AIガイドラインを作成するなど、最新技術に対応した対策を実施しています。

《今後の取組方針》

情報政策の推進と、セキュリティ対策の強化は一体的に実施する必要があります。特に、マイナンバー制度の基盤を基盤とした取組を進めるにあたっては、特定個人情報を厳重に管理する必要があり、市のセキュリティポリシーだけでなく、国の求めるセキュリティ基準を満たす必要があります。

引き続き、技術的セキュリティ・人的セキュリティの両面から、情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティ対策の強化を行います。

①物理的脅威への対応

災害への予防対策、不正侵入への予防対策、盗難予防対策、ハードウェア故障予防対策などを実施します。

②技術的脅威への対応

サーバに対するデータアクセスの制限や、サーバそのものの設定・仕様などの定期的な見直し、各クライアントパソコンの利用機能制限、ネットワーク接続の制限、さらに、日々増大するコンピュータウィルスの対策として、ウィルス対策データやOSのセキュリティ強化プログラムの確実な更新体制を維持します。

③個人情報保護の徹底

個人情報保護法に基づき、情報漏えいを防ぐだけでなく目的に沿った適正なデータ活用を徹底する。また、そのための啓発研修などを定期的に行い、周知徹底を図ります。

《めざす姿》

- ・適切かつ確実な情報セキュリティ対策を継続し、市民は安心して行政サービスを利用できます。

(2)情報セキュリティポリシーの浸透・徹底

《現状やこれまでの取組》

- ・2004(平成16)年2月に、市の情報危機管理の実行基準として情報セキュリティポリシーを策定しました。
- ・平成27年3月に国の指針が示され、これに準拠して指針を改訂し、以降、国の指針に合わせた改定を行っています。
- ・電算システムごとに策定している「実施手順書」を、2015(平成27)年8月に改訂し、毎年見直しています。

《今後の取組方針》

「河内長野市情報セキュリティポリシー」では、組織として情報セキュリティを確保するため、遵守すべき行為や具体的な判断の基準などを規定しています。

これに加えて、各部局で所管する情報システム毎に情報セキュリティポリシーに基づく実施手順を策定しており、職員のみならず外部委託業者に対しても周知及び遵守の徹底を図っています。

ICTの発展速度は極めて速く、業務内容も時代とともに変化していくため、形骸化することのないよう「ポリシー・実施手順の策定→導入→運用→評価・見直し」といったサイクルで、常に適切な運用を継続します。

①データ保護、管理の徹底

市の保有するすべての情報システムについて、個々の電算システム毎の重要度に応じた「実施手順書」をそれぞれ策定し、データの適正管理及びセキュリティ対策を図ります。

②継続的な啓発活動

システム利用者に対し策定した情報セキュリティポリシー及び実施手順書についての研修、説明会、訓練の実施その他の啓発活動を実施し、データ保護、管理の徹底を図ります。

③セキュリティ研修の実施

ICTを含めた行政情報全般のセキュリティ向上のための啓発を目的とする「セキュリティ講習」を引き続き実施します。

《めざす姿》

- ・システム面・ルール面において、常に一定水準以上の情報セキュリティレベルを維持しています。
- ・職員は安心して業務に専念できています。

(3)情報セキュリティ監査の実施

《現状やこれまでの取組》

・平成27年度以降、「セキュリティ自己チェック」及び「内部監査」を毎年実施しています。

《今後の取組方針》

情報セキュリティの確保のためには、情報セキュリティポリシーや実施手順書等に則った事務が遂行されているかを、継続的に確認することが重要です。

そのために実施する「情報セキュリティ監査」次のとおり継続実施し、情報セキュリティの実行性を高めます。

また、コンプライアンス推進の観点から取組を進める「内部統制」とも整合を図りながら、情報セキュリティの実行性を高めます。

①内部監査

職員同士が、監査側、被監査側に分かれ、被監査側の事務が規定類に適合しているのかを確認する「情報セキュリティ監査中期計画」に基づき、「内部監査」を実施します。

②セキュリティ自己チェック

「セキュリティ自己チェック」を定期的実施し、職員一人一人のセキュリティ意識の啓発を図ります。

③外部監査の検討

国や府の支援や近隣団体同士の相互監査等を含め、実施方策について研究を進めます。

《めざす姿》

・情報セキュリティに関して、PDCAサイクル※が有効に作用しており、常に客観的なチェックと制度見直しが図られています。

推進体制

(1) 庁内推進体制

デジタル技術の活用推進と行政改革・事務改善の観点から、総務課が全庁横断的な DX 推進を牽引・調整しつつ、全組織、全職員一体での DX 推進を図ります。

また、DX 施策の推進に関する審議・検討は、政策検討会議で行い、重要な方針決定については、市の最高意思決定会議である、庁議で行います。

(2) 内部人材の育成

全職員がDXの目的を理解し、自身の業務に関するDX推進の視点を持ちながら事務の見直しを行うよう、意識醸成を図る研修を実施します。

また、有効なデジタル技術への職員理解と活用促進を図るため、先端技術や情報セキュリティ等に係る研修を実施します。

(3) 外部人材の活用

国の制度や特定財源等の活用も視野に入れて、専門的な知識や経験、民間企業におけるノウハウ等を有する外部人材の確保を検討します。

(4) 国等の支援策の活用

国等においては、自治体の DX 推進に関し様々な支援策が用意されていることから、人的・および予算面においての支援策の活用を検討します。

用語

- *1 フロントヤード改革：
窓口や申請手続など、市民と行政の接点となる業務を対象に、デジタル技術を活用して利便性の向上や負担軽減を図る取組。
- *2 eL-QR：
地方税の納付に用いられる QR コード。スマートフォン決済やクレジットカード等を用いて、納付書に記載された情報を読み取り、電子的に納付することができる仕組み。
- *3 eLTAX(エルタックス)：
地方税の申告、届出、納税等をインターネットで行うことができる全国共通の電子的な仕組み。
- *4 デジタルデバイド：
年齢、障害の有無、利用環境等により、デジタルサービスの利用に差が生じる状況。
- *5 BPR(Business Process Re-engineering)：
企業活動に関するある目標を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化すること。大抵の場合は組織や事業の合理化が伴うため、高度な情報システムが取り入れられる場合が多い。
- *6 マイナポータル：
マイナンバー制度で、個人ごとに設けられるポータルサイトの名称。行政機関が保有する自分の特定個人情報の内容やそのやり取りの記録、自分への通知などを、パソコンや携帯端末を利用して閲覧できる。
- *7 SNS(Social Network Service)：
個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。
- *8 チャットボット：
あらかじめ登録した質問と回答をもとに、チャット形式で利用者からの問い合わせに自動応答する仕組み。主に問い合わせの一次対応を担うもので、すべての質問に回答できるものではない。
- *9 スターリンク(Starlink)：
人工衛星を利用したインターネット通信サービス。災害時や通信環境が不安定な地域における非常用・代替的な通信手段としての活用が想定される。
- *10 準公共分野：
生活に密接に関連していて、国と民間が協働して支えている準公共サービスのうち、国による関与(予算措置等)が大きく、他の民間分野への波及効果が大きい分野として、デジタル庁により「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」等の8分野が指定されている。

- *11 市独自利用事務：
社会保障・地方税・防災に関する事務等に類するものとして、地方公共団体が条例で定める事務。マイナンバー法第9条第2項に基づき、法定事務以外でもマイナンバーの利用が認められている。
- *12 IDC(Internet Data Center)：
サーバーやネットワーク機器を設置・運用するための専用施設。高いセキュリティや安定した電源・通信環境を備える。
- *13 グループウェア
ネットワーク通信を通じて、職場やチームのメンバー同士でスケジュールや連絡事項、資料などを共有し、スムーズに協力して活動できるようにするためのソフトウェアやサービス。
- *14 子育てワンストップサービス：
子育て世帯の負担を軽減するべく、マイナポータルにおいて、在住の市町村における子育て関連施策の検索ができるサービス。一部の市町村においては、マイナンバーカードを用いて電子申請が行える。
- *15 マイキープラットフォーム：
マイナンバーカードのマイキー部分を活用して、公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤。
- *16 EBPM(Evidence Based Policy Making)：
客観的なデータや根拠に基づき、政策の立案・評価・改善を行う考え方。
- *17 ICT(Information and Communication Technology)：
情報通信技術の総称。コンピュータやネットワーク等を活用した技術全般を指す。
- *18 PDCA サイクル：
計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Act)を繰り返し行い、継続的な改善を図る手法。
- *19 GIS(Geographic Information System)：
地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。
- *20 Wi-Fi(Wireless Fidelity)：
無線 LAN アダプターのブランド名。米国の業界団体、Wi-Fi アライアンスが機器間の相互接続性を認定したことを示す。

(参考)これまでの本市の取組

本市では、2001(平成 13)年に「IT 推進アクションプラン」を策定して以降、情報化の進展に対応するため、適宜計画の見直しを行いながら、様々な取組を進めています。

策定期間・名称	年度	主な取組
2001(平成13)年10月 IT推進アクションプラン	2002(平成 14)年度	・施設予約システムの導入 ・街頭端末設置 ・電子入札システムの導入 ・図書館システム ・スポーツ施設予約システムの導入 ・地図情報システム(GIS※)導入
	2003(平成 15)年度	・住民基本台帳ネットワークの導入
2004(平成16)年1月 第2次IT推進アクションプラン	2004(平成 16)年度	・市ホームページリニューアル ・簡易電子申請の導入
	2006(平成 18)年度	・モックルめーる配信
2007(平成19)年1月 第3次IT推進アクションプラン	2008(平成 20)年度	・街頭端末リニューアル
	2009(平成 21)年度	・戸籍管理システムの導入
2010(平成22)年2月 情報化推進方針	2010(平成 22)年度	・簡易電子申請リニューアル ・市ホームページリニューアル
	2012(平成 24)年度	・公金収納システムの導入
	2013(平成 25)年度	・図書館システム再構築
	2016(平成 28)年度	・オープンデータの掲載開始 ・コンビニ交付システムの導入
	2017(平成 29)年度	・セキュリティ強靱化対応
2018(平成30)年5月 情報化推進方針(改定)	2019(平成 31)年度	・市ホームページリニューアル
	2020(令和2)年度	・テレワークシステムの導入 ・オンライン会議システム導入
	2021(令和 3)年度	・文書管理システムリニューアル(電子決裁対応)
	2022(令和 4)年度	・タブレット端末の導入 ・電子申請(ぴったりサービスなど)の拡充 ・業務用チャットシステムの導入

2023(令和5)年4月 DX推進方針	2023(令和5)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族サポートの窓口予約開始 ・GISリニューアル
	2024(令和6)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁Wi-Fi※システム導入
	2025(令和7)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・フロントヤード改革の実施

(参考)現 DX 推進方針の評価

【成果】

基本方針1 市民の利便性向上「3ない市役所」

(1)行政手続のオンライン化(行かない)

- ・ Logo フォーム(オンライン申請)について、令和7年3月末時点で688手続を電子化。
- ・ 電子納付について、令和 8 年度に国民健康保険や財務会計システムによる納付書に対応予定。令和 9 年度以降も費用対効果を検討しながら順次対応予定。
- ・ コンビニ交付システムについて、令和 8 年度の戸籍システムの更新と併せて戸籍の発行も対応を検討。

(2)窓口 DX の推進(フロントヤード改革)

- ・ 申請書の事前申請システムについて、一部の手続について導入済。令和7年度より窓口予約システムにおける予約時に事前入力が可能となる運用を実施。
- ・ 窓口案内システムを令和 7 年度に導入。
- ・ マイナンバーカードによる申請書の自動作成を令和 7 年度に導入。
- ・ セミセルフレジを令和 7 年度に導入。

基本方針2 業務の効率化

(1)自治体情報システムの標準化・共通化

- ・ 令和 8 年度の戸籍システムの移行が完了すれば、全 20 業務の標準化対応が完了する予定。

(2)AI・RPA 等を始めとした先端技術の活用

- ・ 生成 AI の活用は令和 7 年度からガイドラインを制定し業務利用開始。

(3)テレワークなどの推進

- ・ テレワークシステムは整備済。

(4)行政事務の効率化・アウトソーシングの推進

- ・ 電子決裁が浸透し、令和 7 年度における全決裁のうち 98.8%が電子化済。
- ・ 契約業務の電子化を令和 6 年度に開始。
- ・ 令和 4 年度から業務用チャットシステム(LoGo チャット)を導入。

基本方針3 デジタル活用の基盤整備

(1)マイナンバーカードの普及・利活用の促進

- ・ 窓口における国のパンフレット配布や市のホームページ上で国のコールセンターへの案内を実施するとともに、市民窓口課にて定期的に日曜窓口を実施。
- ・ LoGo フォームにより、マイナンバーカードによる本人確認が必要な11手続を電子化済。

- ・ 令和 8 年1月末時点の市民のマイナンバーカード取得率は 80.6%。
- (2)オープンデータ、データ利活用の推進
 - ・ 市ホームページにおいて、公開可能なオープンデータを提供し、毎年データを更新。
- (3)デジタルデバイド対策
 - ・ スマホ教室を年4回程度実施。
 - ・ 市庁舎において無線 LAN(フリーWi-Fi)を整備。

基本方針 4 セキュリティ対策

- (1)総合的なセキュリティ向上の取組
 - ・ 大阪版セキュリティクラウドの導入によるセキュリティ向上。
- (2)情報セキュリティポリシーの浸透・徹底
 - ・ 新入職員向け情報セキュリティ研修の実施。
 - ・ 全職員向け e-ラーニング研修を毎年実施。
- (3)情報セキュリティ監査の実施
 - ・ 毎年度適切に監査を実施。

【今後の課題】

- ・ これまでの取組により、フロントヤード改革を中心として行政サービスのデジタル化は一定進展した。今後は窓口業務にとどまらず、グループウェアの導入や内部事務における業務プロセスの見直しや効率化を含めた、バックヤード改革を一層進めていく必要がある。
- ・ 「持続可能な行政経営の土台」を構築する観点から、生成 AI の活用、データ利活用、EBPM といった近年の技術動向・政策動向を踏まえた対応についても、中長期的な視点で検討を進めていく必要がある。
- ・ DX を継続的に推進していくためには、ツールや制度の整備に加え、職員一人ひとりのマインドセットの醸成が重要である。特に、情報漏えいやサイバーセキュリティに対する意識については、引き続き研修や啓発を通じて対応していく必要がある。
- ・ 地域全体の DX を推進する観点から、民間事業者や関係団体との連携を図りながら、スマートシティの考え方を踏まえた取組の検討・推進が求められる。
- ・ あわせて、行政情報の主要な発信手段であるホームページや公式 LINE 等のデジタルチャネルについても、利用者視点に立ってわかりやすさを高める改善を行い、誰もが必要な情報に適切な手段でアクセスしやすい情報提供環境の整備が引き続き課題となっている。

かわらずなが〜く
ふだんのしあわせ



河内長野市 総務資源部 総務課

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

TEL (0721) -53-1111 (代表)

E-MAIL: soumu@city.kawachinagano.lg.jp
